

議案第 1 0 5 号

八潮市部設置条例の一部を改正する条例について
八潮市部設置条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 1 2 月 1 日提出

八潮市長 大 山 忍

提 案 理 由

多様化する行政課題に迅速かつ的確に対応できる行政組織とするため、
この案を提出するものである。

八潮市部設置条例の一部を改正する条例

八潮市部設置条例（昭和62年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「子ども家庭部」を「こども家庭部」に改める。

第2条の表子ども家庭部の項中「子ども家庭部」を「こども家庭部」に改め、同表生活安全部の項第5号中「交通対策及び」を削り、同項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 消費に関すること。

第2条の表市民活力推進部の項中第8号を削り、第9号を第8号とし、同表都市整備部の項中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 交通政策に関すること。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。